

○ 総務省令第二十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十八条、第二十九条、第三十八条及び第三章の二の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十五日

総務大臣 林 芳正

無線設備規則等の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
目次 「第一章く第三章 略」 第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件 「第一節く第四節の十五 略」 第四節の十六の二 二二 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の十九） 第四節の十六の二 二二 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の十九の二） 「第四節の十七く第九節 略」 「第五章 略」 附則 （副次的に発する電波等の限度） 第二十四条 「略」 「2 へ 13 略」 14 無人移動体画像伝送システムの無線局（二、四八三・五 MHz を超え二、四九四 MHz 以下又は五、六五〇 MHz を超え五、七五五 MHz 以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、一七・七 GHz を超え一八・七二 GHz 以下及び一九・二二 GHz を超え一九・七 GHz 以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）、二二 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二・一四 GHz を超え二二・四 GHz 以下、二二・七四 GHz を超え二三 GHz 以下、三八・〇五 GHz を超え三八・五 GHz 以下又は三九・〇五 GHz を超え三九・五 GHz 以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をい、空中線電力動的制御機能（降雨等による搬送波電力の減衰量に応じて空中線電力を必要最小限となるように自動的に制御する機能をいう。以下この項において同じ。）を有するものを除く。以下同じ。）並びに二二 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二 GHz を超え二三・二 GHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局であつて空中線電力動的制御機能を有するものをいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。 「表略」 「15 へ 35 略」 第四十九条の十九 二二 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち基地局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。	目次 「第一章く第三章 同上」 第四章 「同上」 「第一節く第四節の十五 同上」 第四節の十六の二 二二 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の十九） 「第四節の十七く第九節 同上」 「第五章 同上」 附則 （副次的に発する電波等の限度） 第二十四条 「同上」 「2 へ 13 同上」 14 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備（二、四八三・五 MHz を超え二、四九四 MHz 以下又は五、六五〇 MHz を超え五、七五五 MHz 以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、一七・七 GHz を超え一八・七二 GHz 以下及び一九・二二 GHz を超え一九・七 GHz 以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二二 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二 GHz を超え二二・四 GHz 以下、二二・六 GHz を超え二三 GHz 以下、三八・〇五 GHz を超え三八・五 GHz 以下又は三九・〇五 GHz を超え三九・五 GHz 以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。 「表同上」 「15 へ 35 同上」 （二二 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備） 第四十九条の十九 二二 GHz 帯又は三八 GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二・一四 GHz を超え二二・四 GHz 以下、二二・七四 GHz を超え二三 GHz 以下、三八・〇五 GHz を超

一 通信方式は、周波数分割多重方式又は時分割多重方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式であること。 二 変調方式は、GMSK、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。 三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。 四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。	え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局をいう。以下同じ。）のうち基地局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。 一 通信方式は、周波数分割多重方式又は時分割多重方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式であること。 二 変調方式は、GMSK、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。 三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。 四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。
〔2〕 略〕 3 一二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち陸上移動局の無線設備（前項に規定するものを除く。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。 〔一・二 略〕 三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波若しくは垂直偏波又はそれらの組合せであること。 〔四 略〕 第四節の十六の二 一二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備	〔2〕 同上〕 3 〔同上〕 〔一・二 同上〕 三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。 〔四 同上〕 〔新設〕
第四十九条の十九の二 一二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。 一 通信方式は、周波数分割複信方式又は時分割複信方式であること。 二 変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。 三 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波、垂直偏波若しくは四十五度偏波又はこれらの偏波と直交する偏波の組合せであること。 四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。	
別表第一号（第5条関係） 周波数の許容偏差の表 〔表略〕 〔注1～30 略〕 31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 〔(1)～(12) 略〕	別表第一号（第5条関係） 周波数の許容偏差の表 〔表同左〕 〔注1～30 同左〕 31 〔同左〕 〔(1)～(12) 同左〕

(13) 22GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備及び22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線設備 50 (10⁻⁶) [14～(25) 略] [32～58 略] 別表第二号（第6条関係） [第1～第83 略] <u>第84</u> 22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示で定める値とする。 別表第三号（第7条関係） [1～33 略] 34 22GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備、22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備及び基本周波数の平均電力が1W以下の送信設備であつて、54.25GHzを超え57GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、50μW以下である値とする。 [35～72 略]	(13) 22GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備 50 (10⁻⁶) [14～(25) 同左] [32～58 同左] 別表第二号（第6条関係） [第1～第83 同左] [新設] 別表第三号（第7条関係） [1～33 同左] 34 22GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備及び基本周波数の平均電力が1W以下の送信設備であつて、54.25GHzを超え57GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、50μW以下である値とする。 [35～72 同左]
備考 表中の [] の記載及び対象規定の11重横線を付した懸記部分を除く全体にわたって省略は施されていない。	

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
別表第二号の三第1 簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） [様式略] [注1～22 略] 23 22の欄は、次によること。 [(1)～(8) 略] <u>(9) 設備規則第49条の19の2に規定する22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備のうち、22.5GHzから23.0GHzまでの周波数を使用するものにあつては、その無線設備の主な使用場所の緯度及び経度を、それぞれ度、分、秒をもつて、「35.25.47」のように記載するとともに、空中線について真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。</u> <u>(10)</u> [略] [24～37 略]	別表第二号の三第1 [同左] [様式同左] [注1～22 同左] 23 [同左] [(1)～(8) 同左] [新設] <u>(9)</u> [同左] [24～37 同左]
備考 表中の [] の記載及び対象規定の11番に添えつけた懸記語々を添へ全体にわたって添はす記号もある。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の１部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前														
(特定無線設備等) 第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 〔一〇十五の三 略〕 <u>十五の四 設備規則第四十九条の十九の二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</u> 〔十六〇八十四 略〕 〔2 略〕 別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係) 一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。 〔一・二 略〕 (3) 特性試験 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。 ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。 〔表 別紙一 挿入〕 〔注 1 ～ 24 略〕 〔イ・ウ 略〕 〔11・11 略〕 様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係) 表示は、次の様式に記号 R 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。 〔様式略〕 〔注 1 ～ 3 略〕 4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。 <table><tr><th>特 定 無 線 設 備 の 種 別</th><th>記 号</th></tr><tr><td>〔略〕</td><td></td></tr><tr><td>第2条第1項第15号の3に掲げる無線設備</td><td>MY</td></tr><tr><td>第2条第1項第15号の4に掲げる無線設備</td><td>NY</td></tr></table>	特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号	〔略〕		第2条第1項第15号の3に掲げる無線設備	MY	第2条第1項第15号の4に掲げる無線設備	NY	(特定無線設備等) 第二条 〔同上〕 〔一〇十五の三 同上〕 〔新設〕 〔十六〇八十四 同上〕 〔2 同上〕 別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係) 一 〔同上〕 〔一・二 同上〕 (3) 〔同上〕 ア 〔同上〕 〔表 別紙一 挿入〕 〔注 1 ～ 24 同上〕 〔イ・ウ 同上〕 〔11・11 同上〕 様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係) 〔同左〕 〔様式同左〕 〔注 1 ～ 3 同左〕 4 〔同左〕 <table><tr><th>特 定 無 線 設 備 の 種 別</th><th>記 号</th></tr><tr><td>〔同左〕</td><td></td></tr><tr><td>第2条第1項第15号の3に掲げる無線設備</td><td>MY</td></tr></table>	特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号	〔同左〕		第2条第1項第15号の3に掲げる無線設備	MY
特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号														
〔略〕															
第2条第1項第15号の3に掲げる無線設備	MY														
第2条第1項第15号の4に掲げる無線設備	NY														
特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号														
〔同左〕															
第2条第1項第15号の3に掲げる無線設備	MY														

[略]	[同左]
[5 略]	[5 同左]
備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

[illegible]

																												略	の無線特定 種別設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
																												略																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														